

## ◆現状変更等の取扱基準

### ① 取扱いの原則

大坂城跡はわが国を代表する城郭遺跡として特別史跡に指定されている重要遺構が遺存する土地であることから、原則として発掘調査等各種学術調査、特別史跡の保存管理および整備活用に関わる行為以外は認めないものとする。ただし、特別史跡指定地は大阪都心部の貴重なオープンスペースとして都市公園に指定され、市民の多様な活動や憩いの場、災害時の防災の拠点などの役割をもっていることから、これらに関連する既存施設の改修・更新等、配水池など公益的機能の維持のための行為、民有地における宗教関連行為については、特別史跡の価値を損なわない範囲で認めるものとする。

### ② 許容される現状変更等の範囲と許可基準（抜粋）

特別史跡指定地でなされる必然性がある行為であり、かつ特別史跡を構成する本質的価値の保存を前提として、必要最小限の規模に留めるとともに、歴史的景観に配慮したものであること。

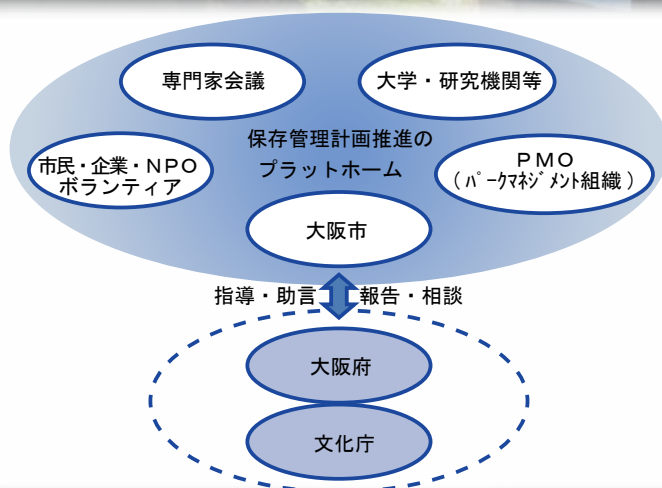
- ア 発掘調査等学術調査のために必要な行為
- イ 特別史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為
- ウ 公園等公共施設・公益的施設の維持上必要な行為
- エ 民有地（神社有地）における土地所有者がその敷地内で行う宗教活動上必要な行為

## 整備・活用の基本方針

特別史跡大坂城跡を価値づける要素の保存を前提とし、以下の①～⑤を整備・活用の基本方針とします。

- ①特別史跡大坂城跡の本質的価値の保存を大前提にした整備を行う。
- ②総合的調査研究に基づく成果を反映した整備を行う。
- ③水と緑豊かな市民に親しまれる都心の歴史公園としての整備・活用を行う。
- ④多様な団体の参画と連携・協働による持続的な魅力向上の仕組みを構築する。
- ⑤特別史跡大坂城の価値を活かした歴史観光の魅力を向上させる整備・活用を行う。

## 推進体制のあり方





金箔押桐文方形飾瓦